

平成27年8月10日

株 主 各 位

岡山市南区浜野1丁目4番34号

株式会社 岡山製紙

代表取締役社長 津川 孝太郎

第174回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第174回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月25日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第174期(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
(注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okayamaseishi.co.jp>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年6月1日から)  
(平成27年5月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、2015年1～3月期の実質経済成長率が、非製造業を中心とした設備投資の上方修正等により、前期比年率＋3.9%と2四半期連続のプラス成長となり、消費税増税の影響は概ね収束し、個人消費等の内需主導で緩やかな景気回復が続きました。

板紙事業におきましては、需要は引き続き弱含みであり、厳しい環境で推移しています。

こうした状況のなか、当社は経営全般にわたるコスト低減に総力を結集する一方、需要に見合った生産レベルの維持と適正な製品価格の実現に努めました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

#### ○板紙事業

当事業関連では、需要が軟調に推移したなか販売数量は微増に留まりましたが、製品価格が上昇したことにより、売上高は7,455百万円（前期比4.7%増）となりました。

#### ○美粧段ボール事業

当事業関連では、全般に低調のなか、主力の通信機器関連品や青果物関連品等が減少したために、売上高は1,182百万円（前期比13.9%減）となりました。

この結果、当期の売上高は8,638百万円（前期比1.7%増）、営業利益は123百万円（同37.5%減）、経常利益は157百万円（同33.2%減）、当期純利益は76百万円（同40.7%減）となりました。

なお、事業別の売上高は、次のとおりであります。

| 事業区分     | 第173期<br>(平成26年5月期) |       | 第174期<br>(平成27年5月期) |       | 前期比       |       |
|----------|---------------------|-------|---------------------|-------|-----------|-------|
|          | 金額                  | 構成比   | 金額                  | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 板紙事業     | 7,120,997千円         | 83.8% | 7,455,515千円         | 86.3% | 334,518千円 | 4.7%  |
| 美粧段ボール事業 | 1,372,978           | 16.2  | 1,182,505           | 13.7  | △190,472  | △13.9 |
| 合計       | 8,493,975           | 100.0 | 8,638,021           | 100.0 | 144,046   | 1.7   |

### (2) 設備投資の状況

当中期の設備投資の総額は60百万円であり、その主なものはボイラー用純水装置であります。

### (3) 資金調達の状況

当期は新たな資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

当社といたしましては需要に見合った生産体制と適正価格の維持を含め、環境の変化に対応した経営を目指し、以下の項目を重点課題として全社一丸となって目標の達成に向けて更なる努力を重ねてまいります。

#### 営業開発力の強化

販売価格の維持とともに生販一体化体制による顧客サービスの強化などの非価格競争力の強化等により販売量の安定確保に努めるとともに採算重視の営業活動に徹し、更には開発力の強化による新規取引先の開拓を推進して質量面での充実を図り、営業基盤の更なる確立を図るよう役職員一丸となって販売活動を強力に推進してまいります。

#### 省エネ・生産効率向上と製品開発力の向上

コスト競争力は企業存続の条件との認識にたち、原燃料等の価格高騰に対処するため、省エネや省力化、生産効率向上に寄与する投資を積極的に推進し、更なるコスト低減策に取り組むとともに、併せてユーザーニーズに合った製品開発力を強化して営業を行ってまいります。

#### 原材料の安定調達と資材調達コストの低減

当社にとって原材料の安定調達は企業活動を続けていく上で、最重要課題であると同時に、資材調達コストが即収益に大きな影響を及ぼすことを十分認識し、市況動向等を注視し原材料の計画的かつ安定的な調達に努め資材コスト低減を図ってまいります。

#### 環境保全と品質の安定化

世界的問題である環境については企業の社会的責任を果たす重要な要素であり、環境と共生する循環型社会実現のためにISOに基づく活動を展開し更なる環境の改善を図り社会の要請に応えてまいります。

品質に係る活動の成果は、企業価値の創出につながることを自覚の上、顧客が求める品質の安定、向上を目指し顧客の信頼に応えてまいります。

株主の皆様には、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分        | 平成23年度<br>第171期 | 平成24年度<br>第172期 | 平成25年度<br>第173期 | 平成26年度<br>第174期 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高(千円)    | 9,158,409       | 8,690,592       | 8,493,975       | 8,638,021       |
| 経常利益(千円)   | 624,147         | 530,877         | 234,941         | 157,042         |
| 当期純利益(千円)  | 219,646         | 361,605         | 129,465         | 76,779          |
| 1株当たり当期純利益 | 32円66銭          | 58円52銭          | 21円71銭          | 13円04銭          |
| 総資産(千円)    | 10,280,292      | 10,862,434      | 11,151,781      | 12,061,163      |
| 純資産(千円)    | 6,877,829       | 7,428,077       | 7,508,637       | 8,047,702       |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

中芯原紙、紙管原紙、平板の製造・販売

美粧段ボールの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

本社営業所・工場

岡山市南区浜野1丁目4番34号

大阪加工営業所

大阪市淀川区野中南2丁目10番11号

(9) 従業員の状況

| 従業員数(前期末比増減) | 平 均 年 令 | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------------|---------|-------------|
| 176名(6名)     | 41.4歳   | 18.3年       |

(10) 主要な借入先

当社の取引銀行は、株式会社中国銀行、三井住友信託銀行株式会社及び農林中央金庫ですが、借入金はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成27年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,000,000株  
     (うち自己株式) (1,231,460株)  
 (3) 株主数 849名  
 (4) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------|---------|---------|
| 王子ホールディングス株式会社                                      | 2,268千株 | 39.33%  |
| 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社                                 | 850     | 14.73   |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行                                     | 213     | 3.69    |
| 三 宅 和 美                                             | 66      | 1.14    |
| JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT                    | 66      | 1.14    |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON<br>SECURITY LENDING | 59      | 1.02    |
| 岡 崎 共 同 株 式 会 社                                     | 58      | 1.01    |
| 津 村 正 明                                             | 54      | 0.93    |
| 生 部 敏 彦                                             | 54      | 0.93    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                   | 54      | 0.93    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,231,460株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年5月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|---------------|-----------|------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 広 瀬 靖 弘   | 営業統括部長<br>総務経理部長<br>営業統括部長補佐 |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 津 川 孝 太 郎 |                              |
| 常 務 取 締 役     | 黒 住 康 太 郎 |                              |
| 取 締 役         | 永 井 健 司   |                              |
| 取 締 役         | 西 原 修     | 岡山ガス株式会社代表取締役社長              |
| 取 締 役         | 田 井 廣 志   |                              |
| 常 勤 監 査 役     | 妻 鹿 徹 彬   |                              |
| 監 査 役         | 岡 崎 彬     |                              |
| 監 査 役         | 松 浦 孝 夫   |                              |

- (注) 1. 取締役 田井 廣志氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 岡崎 彬 及び 同 松浦 孝夫の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 田井 廣志氏 及び 監査役 松浦 孝夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                      | 支 給 人 員   | 報 酬 額                |
|--------------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(1) | 103,689千円<br>(3,250) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(2)  | 22,453<br>(5,800)    |
| 合 計                      | 9         | 126,143              |

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成22年8月26日開催の第169回定時株主総会において年額200万円以内(使用人分給与及び賞与等は含まず)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成22年8月26日開催の第169回定時株主総会において年額60万円以内と決議いただいております。

4. 上記報酬額には、役員退職慰労引当金の当期増加額が下記のとおり含まれております。

取締役 5名 10,953千円

監査役 1名 1,260千円

## (3) 社外役員に関する事項

### ①取締役 田井 廣志

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

平成26年8月27日就任後開催の取締役13回全てに出席し、製紙会社での役員としての豊富な経験、専門知識を活かし、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や助言を行いました。なお、社外取締役 田井 廣志氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限度契約を締結しております。

## ②監査役 岡崎 彬

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

岡山ガス株式会社 代表取締役社長

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

当社と特定関係事業者の関係にある岡山ガス株式会社と当社との間には、当社が使用する主燃料の産業用ガス購入取引があります。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に15回出席(臨時取締役会を含み17回開催のうち)、また、監査役会に13回(14回開催のうち)出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

## ③監査役 松浦 孝夫

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、また、監査役会14回全てに出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由  
監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任します。

また会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システムを整備し運用することを経営上の重要な課題としております。そのため、内部統制システムについて、内外環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図っております。なお、当社は、取締役会において「内部統制基本方針」につき、以下のとおり決議しております。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が職務を執行するにあたり、自律的行動規範を定めた企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務経理部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員研修等を行う。

社内監査室は、適宜コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。法令上疑義のある行為、不正・違反行為等については直接情報提供を行う手段として、内部通報制度に基づくヘルプラインを設置・運営する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書取扱規程に基づき管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・財務報告・品質・情報システム・事務処理・環境等の事業活動の遂行に関連するリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行い、リスクの予知、予防、管理に努める。リスクが発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規定に基づき、社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の効率化、業務活動の円滑化、責任体制の確立等を図るため、役職員が共有する職務権限、業務分掌等を定めた職務権限規程、業務分掌規程等に基づき職務を執行する体制を確立する。また、取締役会による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門単位の業績目標と予算の設定とITを活用した月次業績管理の実施、経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の検討・実施等によって取締役の職務の執行の効率化を図る。

**5. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、社内監査室所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた同所属員はその指示・命令に関して取締役、社内監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役から監査を十分に行うために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人の人数及び地位等の事項について審議の上、その結果を監査役に報告するものとする。

**6. 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項**

監査役の職務を補助する補助使用人は、取締役の指揮命令に服さないものとし、補助使用人の人事考課については監査役が行うこととする。また、人事異動、報酬等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとする。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

経営に関する事項、その他重要事項については、監査役に報告する体制を確立する。また、必要に応じ役職員が監査役に直接報告・説明することができるものとし、当該役職員が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が必要と認める場合には、独自に専門の弁護士、公認会計士起用し、監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

**9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針**

監査役の請求等に従い、円滑に行うものとする。

**10. 反社会的勢力の排除に向けた体制**

**(1) 基本方針**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断、排除を行うとともに、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。トラブルが発生した場合には企業をあげて対応する。

**(2) 基本方針に基づく対応**

事業遂行にあたっては企業トップから従業員一人一人に至るまで遵法の意識を持つと同時に社会的良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立し遵守することにより、企業活動のあらゆるレベルにおいて反社会的勢力や団体との結びつきを阻止し、健全な企業風土を醸成する。

- ①反社会的勢力及び団体との関係遮断に全社的に対応するために、総務経理部を担当部署とし、窓口は総務経理部総務課（法務担当）とする。
- ②反社会的勢力担当部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを実施するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、警察、暴力追放運動センター等の外部関係機関との連携を図る。
- ③反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲で自社内の取引状況を確認する。また、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には該当情報を速やかに所属長に報告するとともに、担当部署に報告・相談し、更に担当部署より取締役会に報告する。

## 11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告に係る内部統制は、その目的とする「業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全」の要件を確保するために、業務全体を通じて組織内すべての者が目的とする事項を踏まえ業務を遂行することをもって財務報告の適正性を確保することが求められている。

このため、組織内すべての者は、組織の目的及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に内部統制の整備・運用状況を見直しの上、その有効性に関し適正なる評価を継続して行い、所期の目的を達成することを基本方針とする。

### 【当社の内部統制方針の運用状況】

#### 1. 取締役・使用人の職務執行の適合することを確保するための体制

- ①企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンスに係る規程を遵守するため、社長を委員長として定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
- ②内部通報制度の改正を行い、利用対象者の範囲拡大、社外通報窓口の新設及び通報者に対する不利益防止の体制を整備し運営をしている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、社長決裁稟議については、担当部門により10年間保存されている。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動の遂行に関する重大リスクについては、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規程に基づき、緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ①職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、職務執行する体制を確立し、経営の効率化を図っている。
  - ②中期経営計画等を査定し、月次業績のレビューと改善策の検討等を行い、効率化を図っている。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が社内監査室所属員に指示・命令を行い、同所属員はその指示・命令に従って監査役の職務の補助を行っている。
6. 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項
- 専任の社内監査室所属員が所属する監査室は取締役の指揮命令に服さないよう、分離されている。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 役職員が報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が重要な会議等に参加することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに、社内監査結果を定期的に監査役に適宜報告するなど、体制の確保に努めている。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針
- 監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上している。
10. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- ①反社会的勢力排除による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対策について、暴力追放運動推進センターの講習を受講している。
  - ②反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たないために、当社は契約書締結時に反社会的勢力排除条例を記載するよう徹底をしている。
11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針
- 財務報告の信頼性の確保を実現するために、内部統制の有効かつ効果的な整備・運用し、評価基準に基づき財務プロセスの検証を行っている。

~~~~~

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。なお、当社への持株比率は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 5月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	7,194,646	流 動 負 債	3,033,147
現金及び預金	2,815,358	支払手形	1,753,535
受取手形	1,699,546	買掛金	331,099
売掛金	1,773,389	リース債務	9,649
商品及び製品	379,632	未払金	328,953
仕掛品	25,114	未払費用	475,191
原材料及び貯蔵品	326,180	未払法人税等	32,206
前払費用	15,765	未払消費税等	47,491
繰延税金資産	159,031	預り金	14,426
その他	2,627	設備関係支払手形	40,203
貸倒引当金	△2,000	その他	389
固 定 資 産	4,866,516	固 定 負 債	980,313
有 形 固 定 資 産	2,418,047	リース債務	7,445
建物	593,804	繰延税金負債	487,132
構築物	124,089	退職給付引当金	431,415
機械及び装置	1,473,551	役員退職慰労引当金	54,320
車両運搬具	1,533	負 債 合 計	4,013,460
工具、器具及び備品	14,340		
土地	194,549	[純 資 産 の 部]	
リース資産	16,179	株 主 資 本	6,600,267
無 形 固 定 資 産	6,965	資 本 金	821,070
ソフトウェア	5,426	資 本 剰 余 金	734,950
電話加入権	1,269	資 本 準 備 金	734,950
商 標 権	269	利 益 剰 余 金	5,448,730
投資その他の資産	2,441,503	利 益 準 備 金	50,000
投資有価証券	2,428,590	その他利益剰余金	5,398,730
出 資 金	9,793	配当準備積立金	58,000
その他	3,120	別 途 積 立 金	1,091,419
資 産 合 計	12,061,163	繰越利益剰余金	4,249,311
		自 己 株 式	△404,482
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,447,434
		その他有価証券評価差額金	1,447,434
		純 資 産 合 計	8,047,702
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,061,163

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,638,021
売 上 原 価		7,221,979
売 上 総 利 益		1,416,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,292,382
営 業 利 益		123,659
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	31,184	
そ の 他	4,656	35,840
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	2,204	
そ の 他	253	2,458
経 常 利 益		157,042
税 引 前 当 期 純 利 益		157,042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	67,344	
法 人 税 等 調 整 額	12,918	80,262
当 期 純 利 益		76,779

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				配当準備 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成26年6月1日残高	821,070	734,950	50,000	58,000	1,091,419	4,244,058	5,443,477	△328,200	6,671,297
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△71,526	△71,526		△71,526
当 期 純 利 益						76,779	76,779		76,779
自己株式の取得								△76,282	△76,282
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	5,252	5,252	△76,282	△71,029
平成27年5月31日残高	821,070	734,950	50,000	58,000	1,091,419	4,249,311	5,448,730	△404,482	6,600,267

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成26年6月1日残高	837,340	7,508,637
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△71,526
当 期 純 利 益		76,779
自己株式の取得		△76,282
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	610,094	610,094
事業年度中の 変 動 額 合 計	610,094	539,065
平成27年5月31日残高	1,447,434	8,047,702

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②商品及び製品、仕掛品

板紙関連品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

美粧段ボール関連品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～38年

機械及び装置 5～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,349,151千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	7,000,000株	一株	一株	7,000,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,039,452株	192,008株	一株	1,231,460株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得190,000株及び単元未満株式の買取り2,008株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年8月27日 定時株主総会	普通株式	35,763千円	6円	平成26年5月31日	平成26年8月28日
平成27年1月8日 取締役会	普通株式	35,763千円	6円	平成26年11月30日	平成27年2月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	34,611千円	6円	平成27年5月31日	平成27年8月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また投資有価証券である株式については、定期的に時価を把握し取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません((注)2.をご参照ください)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,815,358千円	2,815,358千円	－千円
②受取手形	1,699,546	1,699,546	－
③売掛金	1,773,389	1,773,389	－
④投資有価証券	2,419,829	2,419,829	－
資産計	8,708,124	8,708,124	－
①支払手形	1,753,535	1,753,535	－
②買掛金	331,099	331,099	－
負債計	2,084,634	2,084,634	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項は次のとおりであります。

資 産

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

投資有価証券である株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形、②買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
非上場株式	8,760千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	138,686千円
未払費用	146,665
役員退職慰労引当金	17,593
未払事業税	2,917
その他	48,056
繰延税金資産小計	353,919
評価性引当額	△41,070
繰延税金資産合計	312,849
その他有価証券評価差額金	640,950
繰延税金負債合計	640,950
繰延税金負債の純額	328,100
うち、「流動資産」計上額	159,031
「固定負債」計上額	487,132

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	35.38%
(調整)	
評価性引当額	△2.76%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.80%
住民税均等割	1.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.51%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	17.65%
その他	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.11%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が27,714千円、繰延税金負債の金額が66,374千円減少し、法人税等調整額が27,714千円、その他有価証券評価差額金が66,374千円増加しております。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,978千円
退職給付費用	42,482
退職給付の支払額	△49,046
退職給付引当金の期末残高	431,415

② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	431,415
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	431,415
退職給付引当金	431,415
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	431,415

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,482千円
----------------	----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	森 紙 販 売 株 式 会 社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	(被所有) 直接 0.0	当社製品 の販売	板紙の販売	783,901	受取手形 売 掛 金	273,737 71,317
その他の 関係会社 の子会社	佐 賀 板 紙 株 式 会 社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	なし	当社製品 の販売	板紙の販売	409,399	売 掛 金	176,057
その他の 関係会社 の子会社	王子コンテナ株式会社 (王子ホールディングス 株式会社の子会社)	なし	当社製品 の販売	板紙及び美 粧段ボール の販売	317,746	売 掛 金	203,783

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員	岡 崎 彬	(被所有) 直接 0.4	当社の仕入先である 岡山ガス株式会社の 代表取締役社長	産業用ガス 購入取引等	1,226,068	未 払 金	115,720

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 「ガス需給に関する基本契約書」及び「ガス需給契約書」を締結して市場価格で購入しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,395円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

13円4銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月2日

株式会社 岡山製紙
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士 川合弘泰 ㊞
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 越智慶太 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡山製紙の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第174期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月7日

株式会社 岡山製紙 監査役会

常勤監査役 妻 鹿 徹 ㊞

社外監査役 岡 崎 彬 ㊞

社外監査役 松 浦 孝 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 金6円 総額 34,611,240円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年8月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役及び監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割に十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との責任限定契約の締結を可能とする定款一部変更を行うものであります。なお、取締役との責任限定契約の定め、定款一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (1) 社外取締役以外の非業務執行取締役との責任限定契約の定めを追加するため、現行定款第22条(社外取締役との責任限定契約)の規定の一部変更を行うものであります。
- (2) 社外監査役以外の責任限定契約の定めを追加するため、現行定款第29条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次のとおり改めるものであります。

(下線部分が変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (社外監査役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 3 号議案 取締役 5 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 6 名全員が任期満了となりますので、取締役 5 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つがわ こうたろう 津川 孝太郎 (昭和26年 8 月24日)	昭和50年11月 株式会社滝沢鉄工所入社 昭和63年 4 月 当社入社 平成 3 年 9 月 当社製紙工場長 平成19年 8 月 当社執行役員製紙工場長 平成22年 8 月 当社取締役技術統括部長 平成25年 8 月 当社代表取締役社長(現任)	5,000株
2	くろずみ こうたろう 黒住 康太郎 (昭和24年 3 月 6 日)	昭和49年 3 月 当社入社 平成17年 9 月 当社第二営業部長 平成20年 8 月 当社執行役員第二営業部長 平成23年 8 月 当社取締役営業統括部長補佐 平成25年 8 月 当社常務取締役営業統括部長(現任)	5,000株
3	ながい けんじ 永井 健司 (昭和26年 7 月23日)	昭和50年 4 月 三菱商事株式会社入社 昭和61年 7 月 同社主計部 平成15年 2 月 エム・シー・トランス・インターナショナル株式会社常務取締役 平成20年 7 月 三菱商事株式会社監査部監査室 平成23年 6 月 同社退社 平成23年 7 月 当社入社 平成23年 8 月 当社取締役総務経理部長(現任)	5,000株

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	にしはら おきむ 西原 修 (昭和26年12月21日)	昭和62年10月 本州製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 平成18年 1 月 王子板紙株式会社九州営業所長 平成20年 4 月 同社西部営業所長 平成22年 4 月 同社執行役員西部営業所長 平成24年10月 王子マテリア株式会社常務執行役員西部営業所長 平成26年 4 月 当社入社 平成26年 8 月 当社取締役営業統括部長補佐(現任)	5,000株
5	たい ひろし 田井 廣志 (昭和24年 2 月24日)	昭和47年 4 月 王子製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 平成17年 6 月 王子コンテナ株式会社取締役管理本部長 平成17年10月 王子チョダコンテナ株式会社取締役管理本部副本部長 平成18年 6 月 王子板紙株式会社取締役 平成19年 6 月 同社常務取締役 平成21年 6 月 王子製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)監査役 平成25年 6 月 同社監査役退任 平成26年 8 月 当社取締役(現任)	0株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田井 廣志氏は社外取締役候補者であります。
3. 田井 廣志氏につきましては、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、幅広い見識、豊富な経験等を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の社外取締役に就任してから本総会終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は、田井 廣志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、引き続き届け出る予定であります。
5. 本議案が原案どおり承認可決され、田井 廣志氏が取締役に選任された場合、同氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株 式 の 数
1	め が とおる 妻鹿 徹 (昭和24年1月22日)	昭和51年4月 神崎製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社 平成13年7月 王子製紙株式会社苫小牧工場管理部長 平成18年7月 同社コンプライアンス室長 平成19年1月 同社内部監査室長 平成21年5月 王子アドバ株式会社専務取締役 平成23年6月 同社取締役退任 平成23年6月 当社入社 平成23年8月 当社常勤監査役(現任)	5,000株
2	おかざき あきら 岡崎 彬 (昭和18年12月17日)	昭和43年4月 静岡瓦斯株式会社入社 昭和48年5月 岡山瓦斯株式会社(現 岡山ガス株式会社)入社 昭和54年4月 岡崎共同株式会社代表取締役社長(現任) 昭和55年11月 岡山瓦斯株式会社(現 岡山ガス株式会社)代表取締役社長(現任) 昭和56年8月 当社監査役(現任) 重要な兼職の状況 岡山ガス株式会社代表取締役社長	29,992株
3	まつうら たかお 松浦 孝夫 (昭和15年6月24日)	昭和40年4月 倉敷レイヨン株式会社(現 株式会社クラレ)入社 昭和62年6月 同社倉敷工場クラリーノ研究開発室長 平成13年2月 正織興業株式会社取締役岡山工場長 平成18年5月 同社取締役退任 平成19年8月 当社監査役(現任)	0株

(注) 1. 岡崎 彬氏は、岡山ガス株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に産業用ガス購入取引があります。その他の監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡崎 彬、松浦 孝夫の両氏は社外監査役候補者であります。

3. 岡崎 彬氏につきましては、岡山ガス株式会社の代表取締役社長としての永年にわたる会社経営に係る豊富な経験と見識をこれからも当社の監査に活かしていただけるものと判断したため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の監査役に就任してから本総会終結の時をもって、34年となります。

松浦 孝夫氏につきましては、化学メーカー技術者としての豊富な業務管理経験と取締役として5年間の業務執行に係る経験により培われた幅広い見識から、監査役

としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の監査役に就任してから本総会終結の時をもって、8年となります。

4. 岡山ガス株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であり、岡崎 彬氏は同社における業務執行者であります。
5. 当社は、松浦 孝夫氏を東京証券取引所が定めに基づく独立役員として、引き続き届け出る予定であります。
6. 第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、妻鹿 徹、岡崎 彬、松浦 孝夫の各氏が監査役に選任された場合、各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます広瀬 靖弘氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

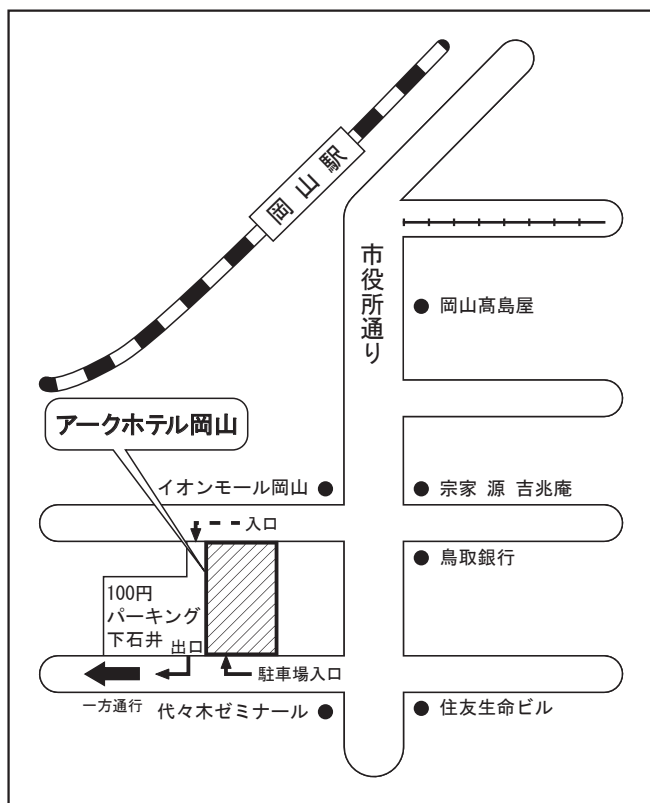
なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
広瀬 靖弘	平成19年8月 当社取締役副社長
	平成20年8月 当社代表取締役社長
	平成25年8月 当社取締役会長(現任)

以 上

株主総会会場ご案内略図

岡山市北区下石井2丁目6番1号
 アークホテル岡山 3階 牡丹の間



● J R 岡山駅より徒歩約7分

（当日駐車場をご利用の方は、アークホテル岡山の駐車場
 または100円パーキング下石井をご利用ください。）